

【議題 3】 定款変更【第 2 号議案】

報告、審議・決議すべきこと：

SICE 定款（平成 28 年 9 月 22 日改正）変更案 2 件についての決議。

事由（報告、審議・決議が必要な理由）：

定款第 49 条の定めにより、定款の変更は社員総会の決議を必要とするため。

添付資料：

- ・ 3-a_定款変更案

以上